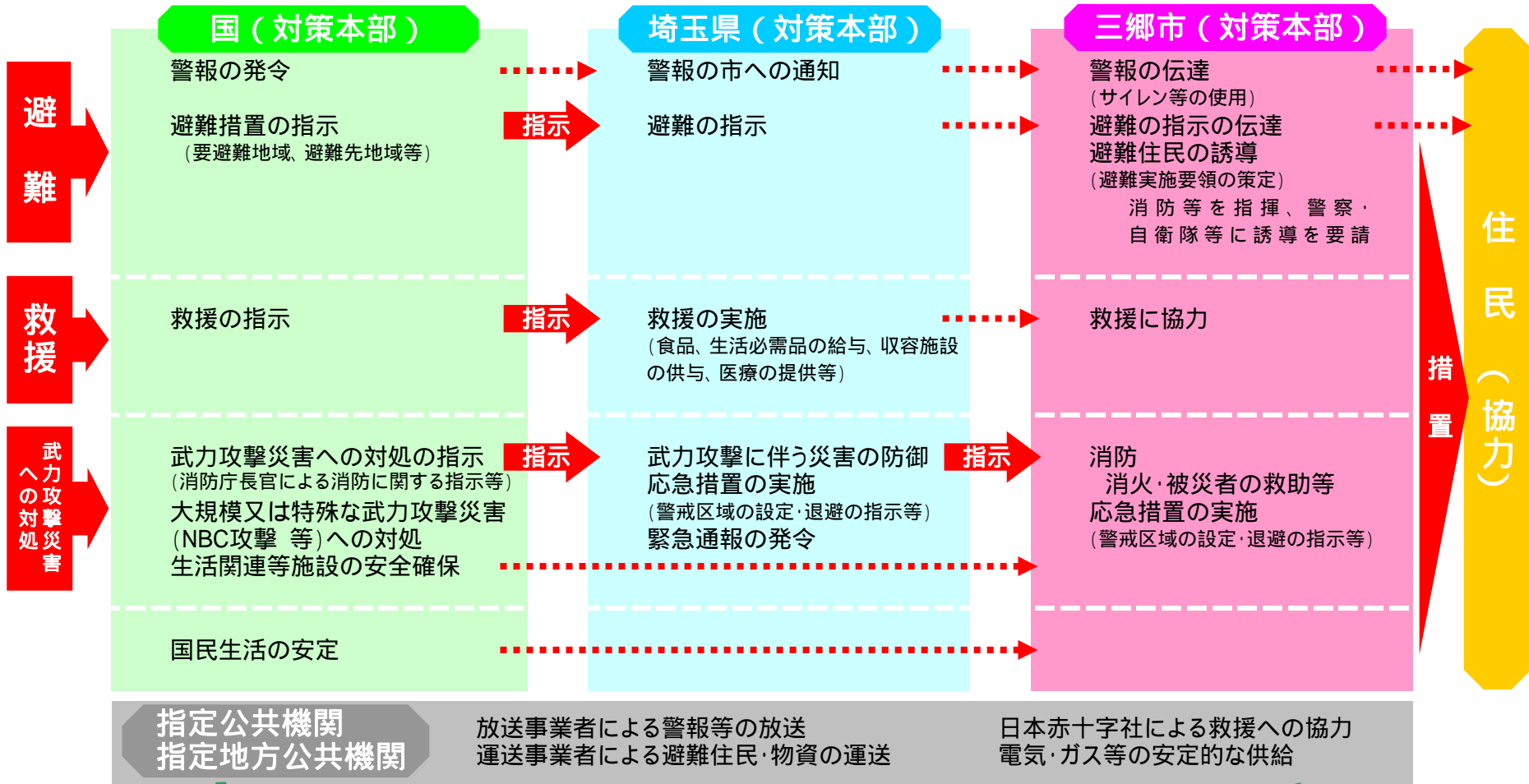


国民保護のためのしくみ



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

核兵器または生物剤もしくは化学剤を用いた兵器による攻撃

国民保護のためのしくみ

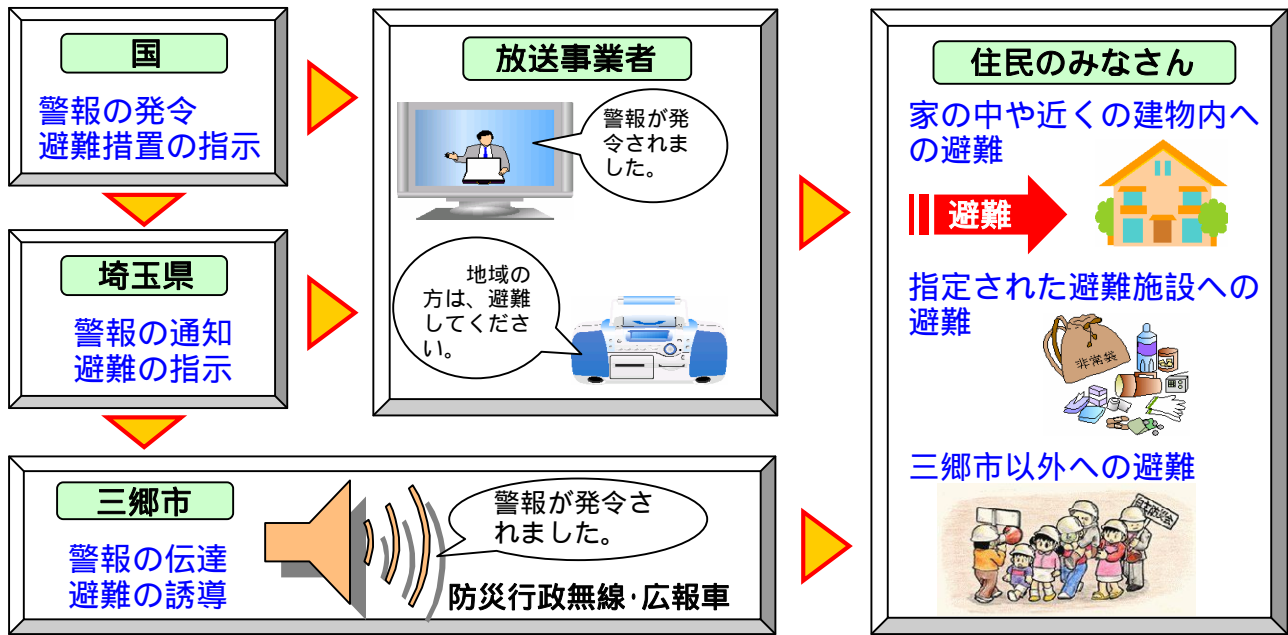
武力攻撃や大規模テロなどから、住民のみなさんの「生命」、「身体」、「財産」を守るため、国、県、市などが協力して、「避難」、「救援」、「武力攻撃災害への対処」などの措置を行います。

避難



情報入手

国は、武力攻撃や大規模テロの事態が起きた場合に、国民を保護するために緊急性が認められるとき、警報の発令や避難措置の指示を行います。これらを受け県では、警報の通知や避難の指示を行います。住民のみなさんへは、これらの情報が、市の防災行政無線やテレビ・ラジオの放送などで伝達されます。



救援

救援活動は、都道府県を中心に市町村や日本赤十字社などが協力して行います。

避難所の開設、食品・飲料水・生活必需品の提供、医療の提供など
安否情報の収集や提供
(行方不明になったり家族と離ればなれになった方たちの、安否情報の収集や提供を行います。)

武力攻撃災害への対処

武力攻撃等に伴う被害を最小限にするため、国、県、市が協力して、必要な措置を行います。

浄水場や変電施設などの警備
放射性物質などによる汚染の拡大防止
警戒区域の設定
消防活動